

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年1月30日
函館地方務局

登記官

高橋 淳



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D28170 - (- 1 / 9)

2 / 2

表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	4400010112508
地図番号	連楨3-2-2	筆界特定	余白		
所在		函館市恵山岬町		余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
65番5	山林	2133		65番1から分筆 〔令和3年3月22日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成17年11月15日 第26456号	原因 平成16年12月1日合併 所有者 函館市 順位2番の登記を転写 令和3年3月19日受付 第4392号



人印

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年1月31日
函館地方務局

登記官

高橋 淳



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D28276 (1/1)

1/1

表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	4400010112505
地図番号	連根 3-2-2	筆界特定	余白		
所在	函館市恵山岬町			余白	
① 地番	② 地目	③ 地積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕		
61番12	山林	122	61番1から分筆 〔令和3年3月22日〕		
余白	余白	119	平成5年10月27日一部地目変更 ③61番12、61番14に分筆 〔令和3年3月22日〕		

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	亀田郡榎法華村持分全部移転	平成23年3月25日 第6028号	原因 平成16年12月1日合併 共有者 持分70分の69 函館市 順位1番の登記を転写 令和3年3月19日受付 第4386号
2	函館市を除く共有者全員持分全部移転	平成24年11月1日 第23652号	原因 平成24年4月16日売買 所有者 持分70分の1 函館市 順位2番の登記を転写 令和3年3月19日受付 第4386号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年1月30日
函館地方務局

登記官

高橋 淳



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D28170 (-3/9)

1/1

公用

北海道函館市恵山岬町61-14

全部事項証明書

(土地)

表題部 (土地の表示)		調製	[余白]	不動産番号	4400010112519
地図番号	連楨3-2-2	筆界特定	[余白]		
所在	函館市恵山岬町			[余白]	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
61番14	鉱泉地	3	17	61番12から分筆 〔令和3年3月22日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	亀田郡楡法華村持分全部移転	平成23年3月25日 第6028号	原因 平成16年12月1日合併 共有者 持分70分の69 函館市 順位1番の登記を転写 令和3年3月19日受付 第4394号
2	函館市を除く共有者全員持分全部移転	平成24年11月1日 第23652号	原因 平成24年4月16日売買 所有者 持分70分の1 函館市 順位2番の登記を転写 令和3年3月19日受付 第4394号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年1月30日
函館地方務局

登記官

高橋 淳



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D28170 (4/9)

1/1

公用

北海道函館市恵山岬町 64-2

全部事項証明書

(土地)

表題部 (土地の表示)	調製	余白	不動産番号	4400010112507
地図番号	連楨 3-2-2	筆界特定	余白	
所在	函館市恵山岬町			余白
① 地番	② 地目	③ 地積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
64番2	山林	521	64番から分筆 〔令和3年3月22日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成17年11月15日 第26456号	原因 平成16年12月1日合併 所有者 函館市 順位2番の登記を転写 令和3年3月19日受付 第4390号



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和6年1月30日
函館地方務局

登記官

高橋 淳



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D28170 - (5/9)

1/1

表題部 (土地の表示)		調製	平成10年2月26日	不動産番号	4400000011041
地図番号	連-2-1-4 連継2-1-4	筆界特定	[余白]		
所在	亀田郡榎法華村字恵山岬		[余白]		
	函館市恵山岬町		平成16年12月1日変更 平成16年12月22日登記		
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
90番1	原野	350		[余白]	
[余白]	[余白]	321		③90番1、90番2に分筆 〔平成3年1月7日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年2月26日	
[余白]	[余白]	315		③90番1、90番3に分筆 〔令和3年3月22日〕	
[余白]	[余白]	313		平成4年11月30日一部地目変更 ③90番1、90番4に分筆 〔令和3年3月22日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和31年4月23日 第3号	原因 昭和30年8月30日売買 所有者 亀田郡榎法華村字八幡町170番地1 北村敏次 順位1番の登記を移記
付記1号	1番所有権更正	[余白]	受付番号 第381号 平成8年7月2日函館地方方法務局長の更正許可 平成8年7月5日受付 第20305号により登記 順位1番付記3号の登記を移記
2	所有権移転	平成8年3月22日 第8970号	原因 平成8年3月12日売買 所有者 亀田郡榎法華村 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年2月26日
3	所有権移転	平成17年11月25日 第27543号	原因 平成16年12月1日合併 所有者 函館市



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。